

「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」
に対して寄せられた御意見等について

令和 3 年 12 月 1 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

標記について、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、計 1,542 件の御意見をいただき、うち 1,541 件は本件に関する御意見、残り 1 件は本件とは関係の無い御意見でした。お寄せいただいた御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、頂いた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
1	事務所が清潔に快適になるのであれば、改正に賛成である。	御意見をいただきありがとうございます。適正な制度の運用に努めてまいります。
2	照度に関する改正に異論なし、妥当性のある判断にお任せする。	御意見をいただきありがとうございます。適正な制度の運用に努めてまいります。
3	照度に関する改正は必要なものだと思う。	御意見をいただきありがとうございます。適正な制度の運用に努めてまいります。
4	作業面で 300 ルクスを維持するための照明では作業中に視界に入ってまぶしすぎるので、230 ルクス程度とするか、労働者の希望に応じて柔軟に対応できるようにするべき。	照度に関しては、照度が不足することによる健康障害を防止する観点から、最新の JIS などとも参照し、必要最小限の照度を確保する観点から改正を行うこととしています。 採光や照明の種類や角度により、労働者にまぶしさを生じさせることがあるので、照度によらずまぶしさを生じさせないようにすることが必要です。 なお、パソコンやタブレット等の情報機器を利用する際に、まぶしさを生じさせない方法については、令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 3 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の 4 作業環境管理に記載がありますので、事業場における対策において参考にしてください。
5	小規模な店舗や小さな事務所などでは、共用の独立個室型のトイレを設ければ問題ない場合が多いと思う。	御意見をいただきありがとうございます。適正な制度の運用に努めてまいります。
6	共用トイレを法令上位置づけることにより多様なニーズに対応したトイレの設置が進むと思うので、賛成である。ただし、運用の際には風紀が乱されることにならないよう、職場でよく話し合うことが重要だと思う。	1 つの便房を男性及び女性が使用することに伴う風紀上の問題や心理的な負荷は、個々の作業場における便所の設備や設置場所、男女比率等によって大きく異なることから、御指摘いただいたとおり、便所の使用や維持・管理に関するルール等について、衛生委員会等で調査審議、

		検討等を行った上、定めるべきものです。厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
7	女性の雇用推進、性的少数者への配慮、小規模事業者の負担軽減など、多方面からのメリット・デメリットを踏まえた議論が必要。	関係有識者から構成される検討会及び労働政策審議会安全衛生分科会における議論を踏まえ、適正な制度の運用に努めてまいります。
8	マンションの一室を事務所にしている等基準を満たせないことがあるのは確かなので、「住居を前提とした建物を事務所とする場合のみ特例が認められる」などの要件をつけるべき。制度を見直すのであれば、男女区別しないトイレは違法ではないが、できるだけ区別した運用になるようにしなければいけない、などの見直しにしてほしい。	御指摘の、今回の事務所衛生基準規則（以下「事務所則」という。）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）における便所の規定の改正の趣旨は、住居として使用することを前提として建築された集合住宅の1室を作業場として使用している場合など、便所が1箇所しか設けられておらず、建物の構造や配管の敷設状況から、男性用便房、男性用小便器、女性用便房の全てを設けることが困難な場合もあり、このような場合についても例外なく、便所は男性用と女性用に区別して設けるという原則を適用した場合、作業場の移転や便所の増設に必要なスペースを確保することによる作業環境の悪化などが生ずるおそれがあることから、同時に就業する労働者が常時10人以内である場合には、特例として男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所（以下「独立個室型の便所」という。）を設けることで足りることとするというものです。 本改正は特例措置を位置づけたものであり、同時に就業する労働者が常時10人以内であっても、可能な限り便所は男性用と女性用に区別して設置することが望ましいことは言うまでもありません。 厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
9	小規模な事業所ほど女性が多く働いており、マイナス方向に影響を受ける人が多く無視できないため、小規模事業場であっても、トイレは男女別に設置することを原則とすべき。	御指摘の、今回の事務所則及び安衛則における便所の規定の改正は、便所は男性用と女性用に区別して設けることを原則とした上で、住居として使用することを前提として建築された集合住宅の1室を作業場として使用している場合など、便所が1箇所しか設けられておらず、建物の構造や配管の敷設状況から、男性用便房、男性用小便器、女性用便房の全てを設けることが困難な場合もあり、このような場合についても例外なく、この原則を適用した場合、作業場の
10	女性はトイレの占有時間が長いから、男性の待ち時間が長くなることから/異性が利用した後にすぐ利用するのは心理的に抵抗があり、時間をおいてから利用しようとする待ち時間が長くなることから、男女別の便所を設置すべき。	

11	人数規模にかかわらず、男性用と女性用を区別したトイレを設置すべき。	移転や便所の増設に必要なスペースを確保することによる作業環境の悪化などが生ずるおそれがあることから、同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合においては、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、独立個室型の便所を設けることで足りることとしているものです。 同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合においても、可能な限り便所を男性用と女性用に区別して設けることが望ましいことは言うまでもありませんが、個々の作業場によって、便所の利用状況や混雑の状況等は異なることから、作業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて対応すべきものです。 厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
12	トイレの例外規定を適用する「同時に就業する労働者が常時 10 人以内」という条件は、根拠に乏しく基準としても緩いのではないか。	御指摘の、今回の事務所則及び安衛則の便所の規定の改正に際しては、住居として使用することを前提として建築された集合住宅の 1 室を作業場として使用している場合など、便所が 1 箇所しか設けられておらず、建物の構造や配管の敷設状況から、男性用便房、男性用小便器、女性用便房の全てを設けることが困難な場合もあり、このような場合についても例外なく、便所は男性用と女性用に区別して設けるという原則を適用した場合、作業場の移転や便所の増設に必要なスペースを確保することによる作業環境の悪化などが生ずるおそれがある等の観点から、従来の規定の見直しに係る検討を行いました。 事務所則及び安衛則の規定に基づく女性用便所は、女性労働者 20 人以内ごとに 1 個（男性用大便所は 60 人以内ごとに 1 個、男性用小便所は 30 人以内ごとに 1 個）設ける必要がありますが、今回の改正では特例規定について、男性及び女性が使用することに鑑みて、「同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内」という男女別の便所より厳しい基準を設けることとしています。 なお、事務所則及び安衛則で規定する便所の設置基準はあくまで最低基準であり、実際に設置
13	ILO の、商業事務所に関する第 120 号条約の関連勧告、recommendations の労働者 5 人以下とするのが妥当だと思う。	

		する便所の個数については、作業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて対応すべきものです。 厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
14	男女共用のトイレを設置すること自体、以下の観点から認めるべきでない。 ・ 盗撮や性暴力の増加への懸念 ・ 女性の社会進出の阻害等の観点 ・ 臭いや生理用品等による精神的苦痛の観点 ・ 衛生面（男性が小便をした後の便座の汚損等による不快感や膀胱炎を起こす危険性、使用済み生理用品を捨てられず持ち帰る場合の衛生面の観点）	作業場に設置する便所は、作業場の規模にかかわらず、男性用と女性用に区別して設けることが原則です。 その上で、今回の改正では、小規模な作業場では、建物の構造や配管の敷設状況から、男女別の便所を設けることが困難な場合もあることから、同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しないものとしているものです。 性別を問わず、就業中に不便なく便所を利用できるようにすること等を目的として、事務所則及び安衛則において、便所の個数や構造等の衛生基準を定めていますが、それ以外に、1つの便房を男性及び女性が使用することに伴う風紀上の問題や心理的な負荷についても、作業場において配慮すべきことはいうまでもありません。個々の作業場における便所の設備や設置場所、男女比率等も踏まえた上で、衛生委員会等において、消臭や清潔の保持についてのマナー、サニタリーボックスの管理方法、盗撮防止、異常事態発生時の措置など、便所の使用や維持・管理に関するルール等についても調査審議、検討等を行った上で、定めるべきものです。 なお、同時に就業する労働者が常時 10 人を超える場合は、従前どおり男性用と女性用に区別した便所を設置することが義務づけられています。 厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
15	男女でトイレの使い方が異なることによるトイレの汚損防止の観点から、独立個室型共用トイレには、男性用小便器と洋式便器の 2 つを設置するという方法もあるのではないかな。	作業場に設置する便所は、作業場の規模にかかわらず、男性用と女性用に区別して設けることが原則です。 その上で、今回の改正では、小規模な作業場では、建物の構造や配管の敷設状況から、男女別の便所を設けることが困難な場合もあることから、同時に就業する労働者が常時 10 人以内であ

		る場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しないものとしているものです。 事務所則及び安衛則に定める便所の設置基準はあくまで最低基準を定めたものであり、実際に設置する便所の個数については、作業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて対応すべきものです。 なお、同時に就業する労働者が常時 10 人を超える場合は、従前どおり男性用と女性用に区別した便所を設置することが義務づけられています。 厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
16	国が助成金を出すなどして、男女別のトイレを設置した上で、一定規模ごとにバリアフリースペースを設置することを義務づけて欲しい。	事務所則及び安衛則に定める便所の設置基準はあくまで最低基準であり、便所の利用状況は作業場ごとに異なることから、バリアフリースペースの設置も含めた作業場における多様なニーズへの対応については、法令で全ての作業場に対して一律に規定するのではなく、作業場の実状に応じて、柔軟に対応いただくものであると考えています。
17	既存のトイレを共用トイレにするのであれば、女性用トイレの数は減らすべきではなく、男性用トイレの全部又は一部を共用化すべき。	作業場に設置する便所は、作業場の規模にかかわらず、男性用と女性用に区別して設けることが原則です。その上で、今回の改正では、小規模な作業場では、建物の構造や配管の敷設状況から、男女別の便所を設けることが困難な場合もあることから、同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しないものとしているものです。同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合で、既に男女別の便所が設置されている場合においては、この特例には当てはまらない上に、便所の一部を廃止し、又は倉庫等他の用途に転用することは、職場の衛生水準の低下につながる不適当な対応であり、かつ改正趣旨に鑑みれば許容されるものではないことは言うまでもありません。
18	性的マイノリティに配慮するのであれば、「だれでもトイレ」を増やすべきであり、女性トイレの数を減らしたり、共用化するなど、女性から安全な場所を奪うべきではない。	便所に関する改修工事などを行う際に、従来はなかった独立個室型の便所を設けるために、従来の男性用または女性用便所のスペースを削減

		することも想定されますが、どのような対応をするのかは、作業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて対応すべきものです。 なお、上記のような改修工事を行い、独立個室型の便所を新たに設ける場合においても、同時に就業する男女の労働者数に応じて、改正後の事務所則及び安衛則により必要と規定された個数の便所を設ける必要があります。 厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
19	性的マイノリティ等への対応などの観点から、共用トイレを設置する場合であっても、盗撮や性暴力といった犯罪、プライバシー保護の観点から、女性専用のトイレは設置すべき。	作業場に設置する便所は、作業場の規模にかかわらず、男性用と女性用に区別して設けることが原則です。 その上で、今回の改正では、小規模な作業場では、建物の構造や配管の敷設状況から、男女別の便所を設けることが困難な場合もあることから、同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しないものとしているものです。
20	共用トイレの場合、場所としてどちらの性別が入ってもおかしくないため、犯罪の抑止効果がなく、また、押し入られた時に逃げられないため、女性用トイレは必ず設置すべき。	1つの便房を男性及び女性が使用することに伴う風紀上の問題や心理的な負荷は、個々の作業場における便所の設備や設置場所、男女比率等によっても大きくことなることから、消臭や清潔の保持についてのマナー、サニタリーボックスの管理方法、盗撮防止、異常事態発生時の措置など、便所の使用や維持・管理に関するルール等について、衛生委員会等で調査審議、検討等を行った上、定めるべきものです。 なお、同時に就業する労働者が常時 10 人を超える場合は、従前どおり男性用と女性用に区別した便所を設置することが義務付けられています。 厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
21	女性の社会進出には、身体的に女性である者専用のトイレの設置が必要。性自認が女性であっても、身体的に女性でない者は、女性トイレを使用すべきではない。	事務所則及び安衛則においては、便所について男性用と女性用に区別することとしています。が、当該便所の使用者について、生物学的・身体的な性で区別するのか、性自認で区別するのかについては定めていません。作業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行

		い、その結果に基づいて対応すべきものです。厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
22	男性大便所の個数の基準について、女性と同様に常時就業する男性労働者 20 人につき 1 個以上とすべき。	事務所則及び安衛則に定める便所の設置基準はあくまで最低基準であり、実際に設置する便所の個数については、作業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて対応すべきものです。厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
23	10 人につき便所 1 個では、体調不良者がでた際に足りないため、個数の基準を上げるべき。	
24	小便器では排泄時のプライバシーが守られない懸念があるため、小便器を撤廃し、全個室・洋式化すべき。	事務所則及び安衛則に定める便所の設置基準はあくまで最低基準であり、小便所のプライバシー確保のための必要な措置、実際に設置する便所の和式・洋式の別、個数等に関しては、作業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて対応すべきものです。厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
25	男性用便所の清掃を女性労働者がやる人が多いため、そういうことがないように、安衛則の清潔の規定に便所の清掃を行う労働者の性別は当該便所の性別と一致させなければならない旨や専門の業者に依頼しなければならない旨規定して欲しい。	便所の清掃は、便所を清潔に保つために必要な措置ですが、清掃をどなたが実施するのかについては、外注するか否かも含め、作業場の実状に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて対応すべきものです。厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。
26	救急用具について、最低限備えるべき品目としての包帯等は残して欲しい。(深い傷も初期の手当によっては予後が良好になると思うため)	事業場において労働災害等により労働者が負傷し、又は疾病に罹患した場合には、むやみに応急手当を行うのではなく、速やかに医療機関に搬送することが基本であることから、引き続き救急用具の備付けが必要であることとした上で、事業場に一律に備えなければならない品目についての規定は削除することとしています。ただし、負傷等の状況や事業場が置かれた環境によっては、事業場において負傷者の手当を行う必要がある場合もあるため、リスクアセスメントの結果や、安全管理者や衛生管理者、産業医等の意見を踏まえ、事業場において発生することが想定される労働災害に応じ、応急手当に必要なものを備え付ける必要があります。